

平成18年 5月 12日



各 位

会 社 名 株式会社レオックジャパン  
代表者名 代表取締役社長 小野寺 裕司  
(コード番号 2366 )  
問合せ先 執行役員経営企画担当 犬塚 毅  
(TEL . 03 - 5774 - 7500 )

### 内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は役職員が遵守すべき規範として、「レオックジャパングループ行動規範」を定め、業務遂行に際しては関係法令や社内規程を遵守すべきことを定めている。当社の取締役及び監査役は本行動規範の実践と当社子会社を含むレオックジャパングループ（以下、当社グループ）への浸透を率先して行う。
- (2) 取締役会は、法令及び定款に基づき取締役会規程を整備し、取締役会付議・報告基準を設ける。各取締役は、当該付議・報告基準に則り、当社業務が執行されているか相互に監視・監督する。
- (3) 社長は、取締役会決議及び会社規程に則り業務を執行する。当社の採用する電子稟議システムにより、社長を最終決裁者とする稟議及び重要な稟議はすべて監査役に報告がなされ、当該意思決定が法令及び定款に違反しないかチェックできる体制を整える。

#### 2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの役職員が法令、社内規程及び社会通念に沿って行動するよう「レオックジャパングループ行動規範」を定め、定期的に周知徹底に努める。

- (2) 社長がコンプライアンス体制の最高責任者になり、コンプライアンス担当執行役員を設置して当社グループのコンプライアンス意識向上に努める。
- (3) 当社グループの従業員は、コンプライアンスに違反する事実又は疑義ある行為を発見した場合、社内規程に従い上長に報告する。
- (4) コンプライアンス違反への社内通報体制として、(3)の報告経路とは別に、当社コンプライアンス担当役員への直接報告、外部機関を利用した社内通報窓口の2つの経路を設ける。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
- (5) 当社グループの適切な財務諸表作成のために、経理規程及び連結決算規程を定め、周知徹底を図る。

### 3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法定保存文書及び会社が定める重要文書については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。規程に定めのない文書については、各部局の責任者が保存の要否及び保存期間を定める。
- (2) 社内の重要事項に係る稟議はすべて電子稟議システムにおいて決裁し、その結果については、取締役及び監査役の要請に応じて常に閲覧できるよう管理する。

### 4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの専任組織としてリスクマネジメント担当を置き、当社グループにおけるリスクマネジメント体制の整備を支援する。
- (2) 各部門の長である執行役員及び各子会社社長は、それぞれ自部門・自社に内在するリスクを把握・分析した上で適切な対策を実施するとともに、これを管理するためのリスクマネジメント体制を整備する。
- (3) 当社グループの経営に重大な影響を与える事象の発生に備え、各部門の長である執行役員及び各子会社社長は、予め事業の継続を確保するための体制を整備する。

### 5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化する。
- (2) 取締役会は、取締役会が定める組織体制及び業務分掌に基づき、当社及び当社子会社の社長及び執行役員に業務を執行させる。

- (3) 社長は、取締役会が定める「職務権限規程」その他の社内規程に基づき執行役員及び当社子会社の社長・執行役員並びにその他の当社グループ役職員に権限委譲を行い、効率的な業務執行を行う。
- (4) 取締役会は、中長期的な視野の下に経営目標及び中期経営計画を定める。また、これに基づき各年度末に翌年度のグループ経営計画及び予算を決定し、四半期毎にその達成状況について確認する。

#### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社の業務執行に際し当社に事前協議・報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」に従った業務執行を各子会社社長に行わせ、業務の適正性と効率性を確保する。
- (2) 子会社すべてに当社執行役員を取締役又は監査役として派遣するとともに、重要な稟議については電子稟議システムにより常に閲覧できるよう管理する。
- (3) 子会社からは毎年経営計画書の提出を受け、経営方針の確認及び協議を行う。経営計画及び業務執行の達成状況については月次で報告会を開催して当社執行役員が確認する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査役職務の補助を必要とする場合は、総務・人事担当執行役員に当社グループの人員の派遣を要請できる。

#### 8. 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役から監査役監査業務の補助の指示を受けた者は、その指示に関して当社グループの取締役その他の役職員から指揮命令を受けない。また、監査役補助業務の任にある間の人事評価や人事異動については、監査役の意見を聴取の上、決定する。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況

- について報告し、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、意見を表明する。
- (2) 取締役は会社法の定めに基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。また、執行役員規程に従い、執行役員も同様の義務に服する。
  - (3) 上記のほか、重大なコンプライアンス違反の発生等のおそれがある場合は、担当執行役員又は子会社社長は取締役及び監査役に対して遅滞なく報告を行う。
  - (4) 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び執行役員に対して報告を求めることができることとする。

#### 10. その他、監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役・執行役員及び子会社社長に対し、監査上の重要項目についての意見交換を図るための会合の開催を要請できる。
- (2) 当社グループの内部監査部門は、監査役と緊密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (3) 監査役は、会計監査人と意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求めることができる。

以 上